

最高裁秘書第2812号

令和4年9月21日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和4年9月13日に答申（令和4年度（最情）答申第18号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和4年度（最情）諮問第2号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和4年4月18日（令和4年度（最情）諮詢第2号）

答申日：令和4年9月13日（令和4年度（最情）答申第18号）

件名：人事の報道発表（特定年月報道解禁分）の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「人事の報道発表（令和4年3月報道解禁分）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和4年3月14日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3（令和4年7月1日改正前の取扱要綱記第11の4）に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所事務総局広報課の「広報ハンドブック」（令和2年3月版）（以下、単に「広報ハンドブック」という。）26頁には、「4-2 資料提供（資料等の投げ込み）」という表題に続いて以下の記載があることからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

資料等を報道機関に投げ込む方法での報道発表である。報道発表内容を簡潔に記載したペーパー（プレスリリースペーパー）を投げ込むことが多い。例えば、次のようなものがある。

①人事の報道発表・・・人事異動についての情報提供である。報道の解禁日時を設定して発表することもある（「シバリ付きの報道発表」ともいう。）。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 本件開示申出に係る「人事の報道発表」とは、裁判所職員の人事に関する報道発表として報道機関に提供する文書と解されるところ、当該文書を探索したが、当該文書は存在しなかった。

なお、司法行政文書開示の対象となる司法行政文書は、原則として、開示申出時点において保有している文書であるから、本件開示申出があった令和4年2月18日より後に作成又は取得した文書は、本件開示申出の対象とならない。

2 苦情申出人は、広報ハンドブックに「資料等を報道機関に投げ込む方法での報道発表である。報道発表内容を簡潔に記載したペーパー（プレスリリースペーパー）を投げ込むことが多い。例えば、次のようなものがある。①人事の報道発表・・・人事異動についての情報提供である。報道の解禁日時を設定して発表することもある（「シバリ付きの報道発表」ともいう。）」との記載があることを根拠に本件開示申出に係る文書が存在する旨主張するが、1のとおり、令和4年2月18日までに作成又は取得された本件開示申出に係る文書は存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年4月18日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年7月15日 審議
- ④ 同年9月9日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所は、本件開示申出に係る「人事の報道発表」について、裁判所職員の人事に関する報道発表として報道機関に提供する文書と解したとのことであり、本件開示申出書及び本件苦情申出書の記載を踏まえれば、本件開示申出に係る「人事の報道発表」について上記のとおり解したことは合理的である。

そして、取扱要綱によれば、開示手続の対象となる司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものとされていることから（取扱要綱記第1）、最高裁判所が、本件開示申出時点において保有していた文書について探索したことは相当であり、その結果当該文書が存在しなかったとの説明に不合理な点はない。

苦情申出人は、広報ハンドブックの記載を根拠に本件開示申出文書が存在する旨主張するが、苦情申出人が指摘する広報ハンドブックの記載は、最高裁判所が、本件開示申出時点において、現に本件開示申出文書を保有していることを裏付けるものではなく、上記主張を採用することはできない。

そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子